



消費者目線から見る 契約条項のあり方 ～改善の具体例から考える～

特定非営利活動法人
しずおか消費者ユニオン
理事長 宮下 修一様

消費者被害が発生した場合、個別の取引について契約取消権を行使したり、または、損害賠償の請求をしても、それは個別の被害回復にとどまり、被害を根本的に食い止めたり、同じような損害を直ちに回復することはできない。そのため、同様の被害が発生した（あるいは発生するおそれがある）場合にそれを食い止める仕組みが必要である。また、同様の被害が発生した場合に、個別の訴訟等によることなく被害を回復する仕組みも必要である。

そこで国が用意したのが、内閣総理大臣が認定した消費者団体が消費者の利益を擁護するために事業者に対して訴訟を起こすことができる「消費者団体訴訟」という制度である。

この制度は、さらに次の2つに分かれる。1つは、国が認定した「適格消費者団体」による「差止請求」であり、事業者の不当勧誘や不当条項の使用をやめさせて、被害発生・拡大を防止することを目的とするものである。もう1つは、上記の「適格消費者団体」のうち国によりさらに追加の認定を受けた「特定適格消費者団体」による「被害回復請求」である。これは、大規模な消費者被害について消費者が簡単に損害賠償を受けられる仕組みにより集団的な被害回復を行うことを目的とするものである。

私が理事長を務める特定非営利活動法人（NPO法人）である「しずおか消費者ユニオン」は、静岡県内各地の弁護士・司法書士・消費生活相談員・大学教員・一般消費者が集い、上記の「適格消費者団体」に認定されることを目指して、県内各地の企業の契約条項・規約や広告について消費者保護関連の法規に違反する可能性がある場合に、それらの企業に改善の申入れを行っている。例えば、明確な根拠もなく「県内実績 No.1」と謳っている広告は、他の事業者よりも優れていると消費者が誤解するものであり、景品表示法に違反する可能性があるため、当法人から改善を求めたところ、広告を発行した企業から改善した旨の連絡があった。当法人は、2018年に設立されてから5年を経過したが、その間に20件近い改善の申入れを行い、10件以上の改善の連絡を受けている。

当法人の申入れは、いずれも消費者保護の観点から行っているものであるが、逆に、消費者取引が適正なものとなれば、事業者に対する消費者の信頼が向上し、活発で持続的な取引が可能となろう。当法人の活動は、事業者と消費者のWIN-WINな関係の構築につながるものである。

なお、今回の例会での講演は、事業者向け消費者関連法規啓発前講座（静岡県委託事業）の一環として行ったものである。

1. 例会変更のお知らせ

沼津北…2月21日(火)は休会

2月28日(火)は例会時間変更

(3000回記念例会)

富士山吉原…2月23日(木)は祝日休会

御殿場…2月23日(木)は祝日休会

沼津柿田川…2月22日(水)は祝日週休会

富士宮西…2月24日(金)は祝日週休会

沼津西…2月23日(木)は祝日休会

2. 「ロータリーの友」2月号 配布

3. 2月のロータリーレート 1ドル=130円

4. 3/3(金)移動夜間例会のご案内と出欠伺い

ポストイン

⇒米山記念奨学生マドマン・ソピダ君の送別会

⇒会場：うなぎ処京丸(現地集合・解散)

開会点鐘17:30 閉会20:00

⇒2/24(金)までに事務局へ出欠確認票を提出

⇒出席者は提出時に会費納入(つり銭無きよう、ご協力をお願いします)

スマイル・ボックス

積君…何となく。

石川君…配偶者誕生日・結婚記念日のお祝い、ありがとうございます。

大村君…マドマン・ソピダ君の例会出席は、今日を入れてあと3回(2/17・3/3)です。もうすぐ卒業です。

渡邊(洋)君…宮下先生、本日はお越しいただきありがとうございます。卓話よろしくお祈いします。

大友君…来週2/10より右ヒザの手術のため入院します。3月中旬退院予定ですので、約1ヶ月休会させていただきます。

関君…結婚記念日ありがとうございます。

四つのテスト

- THE FOUR WAY TEST -

言行はこれに照らしてから

Of the things we think, say or do

1

真実か どうか

Is it the TRUTH ?

2

みんなに公平か

Is it FAIR to all concerned ?

3

好意と友情を深めるか

Will it build GOODWILL and BETTER FRIENDSHIP ?

4

みんなのためになるか どうか

Will it be BENEFICIAL to all concerned ?